

広島県告示第八百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年九月十九日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

烏帽子中原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町本地字高頭一・二・六六番五九 四地先から 山県郡北広島町本地字高頭一・二・六六番五八 六地先まで	四・四〇〇 八・四〇〇	三・〇〇〇 ・六〇		一三〇・〇〇	
	二二〇・〇〇				拡幅